

県立都市公園指定管理者選考委員会第1回委員会

1 日時

平成29年7月13日（木）10時から11時40分まで

2 場所

岩手県民会館 4階 第1会議室

3 出席委員

内田尚宏、菅原光政、遠藤昭人

4 委員長等の選任

委員の互選により、内田尚宏委員が委員長に就任
委員長職務代理者に、菅原光政委員を指名

5 議事

○ 会議の公開

会議に先立ち、本日の会議の公開、非公開について諮った結果、公開することに決定

(1) 県立都市公園指定管理者選考委員会について

(2) 指定管理者制度について

(3) 県立都市公園の概要について

(4) 県立都市公園指定管理者募集要項（案）について

(5) 今後のスケジュールについて

.....

議事 (1) 県立都市公園指定管理者選考委員会について

○ 事務局において資料1により説明。

委員長：ただいまの説明に対し、質問はありますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

.....

議事 (2) 指定管理者制度について及び

議事 (3) 県立都市公園の概要について

- 事務局において資料2により指定管理者制度について説明。資料3により県立都市公園の概要について説明。

委員長：ただいまの説明に対し、質問はありますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

.....

議事 (4) 県立都市公園指定管理者募集要項 (案) について

- 事務局において資料4により募集要項案について説明。資料5により申請等の様式について説明。資料6から資料8までにより各県立都市公園の業務仕様書について説明。また、資料配布している本日欠席委員 (以下、委員4) からの意見についても事務局から報告。

委員長：募集要項等について御説明いただきました。要項の中で、やはり全体的に関わるものですが、指定期間が3年から5年になると、これは今までと変わっているところですね。ですから、今までも応募してきていた団体等にはその辺は留意していただきたいということです。また、委員4からの意見、これは本当にそのとおりで、僕もそう思っていました。指定期間が5年に延びたことをどのような生かし方をするのか。これは直接利用者に関わっている、携わっている指定管理者の視点がとても大きいと思います。ですから、現行の指定管理者もただ管理だけをしているということではもちろんないと思いますが、むしろ提案等も含めて出してもらえると良いのかなと思いました。その辺も含めて議論していただきたいです。あと変わるところとしては、消費税の改定に伴って管理代行料の提案額に注意してくださいというのがありました。特記仕様書についてはそれぞれ3つの公園について出されております。これは、それぞれ「私はここの公園に申請書を出したい」と思っている中で、ここの部分等も含めてぜひ質問等を出していただきたいです。仕様書の部分は、とても大きいと思います。実際に5年間管理するに当たって、「この条件で管理をするのはやっぱり難しいよ」とか、「この義務を履行するのは無理だ」など、そういつ

たことが出てこないように、今のうちに御質問、御意見等があればぜひお聞かせください。

委員2：指定期間をこれまでの3年から5年に今回見直しをして募集すると。3年から5年に今回変えたことにあたり、他の事例とか、あるいはそれに伴うメリット、デメリットみたいなものを事務局でどのように整理されているか伺いたいと思います。

事務局：まず、3年から5年に延長した事例としましては、東北各県の都市公園の事例を参考にしました。東北各県の中ではほとんどが5年で運営しており、現在3年にしている公園についても、次の公募では5年に延長します、というものが大半でしたので、本県としてもそれを参考にしました。

メリットとしましては、3年から5年に延長されることで、指定管理者としても長期間で計画を立てることが可能になりますので、人員の配置ですとか、人材の育成といったところをもう少し長期的な視点をもって取り組むことができます。また、これも東北各県の事例ではありますが、期間を長くすることによって、指定管理者側からより積極的なといいますか、今までにない新しい提案が増えたというような事例もあるそうです。そういったところも5年に延長することでメリットとして期待できるというように考えております。

次にデメリットですが、今回の募集が終わると、次の募集がまた5年後ということになりますので、新規参入、競争の機会がある程度減ってしまうところがあります。ですが、先ほど申し上げたように長い期間で取り組むことが、指定管理者にとってもメリットになる部分があります。申請を検討している団体は、そういったところに着目することで、今回新たに参入する動機付けが働くという見方もできますので、必ずしも競争性が減るという要素だけではないという点も、事務局の方では考えているところです。

委員長：3年から5年に延長されるということも含めてですが、経営的・運営的なこと等についてはよろしいですか。何かございましたら御発言をお願いします。

委員1：応募をする側からすると、長期的な視点で計画ができるために、非常に指定管理者の意思が入るといいますか、独自性が出せるという風に思いますし、ある程度そこでの実績が積めると思います。ただ、選考基準については、委員4も書いてらっしゃいましたが、私から見ると、経験と知識を非常に重視しているように思います。「公園管理業務に関する知識と経験を有する」というところをどの程度考慮するかというのが問題です。募集要項に示されている選定基準だと、非常に申請者が限定されてしまうのかなと思います。この条件に加えて、県内に事業所又は営業所を有する団体であることという申請資格を設けるということになりますと、ちょっと限定されてしまうのかなと。ですから、このあたりの表現をどのようにするかという

あたりが、非常にポイントになってくると思います。そして、5年という期間になりますと、間口が広がって少し競争原理が働かないというような気がします。5年を経験できるということは大きいですし、その次の指定期間のときに応募する際の大きな強みになるということを想定して、5年となる最初の機会である今回の公募にチャレンジしたいという。新規の団体にとっても、そういう気にさせるのではないかなと思いました。

選定基準及び審査内容の表の第1次審査のうち、「実施体制」、「経験実績」の項目ですが、この経験と知識という部分については、「公園管理業務」の経験・知識とするのか、もう少し広くする表現の方がいいのか、私も判断できないのですが、工夫があればより良い組織が応募してくるんじゃないのかなという気がしました。

委員長：そうですね。申請者を広く募りたい、力を持っている団体が他にもあるかもしれないという意味では広げたいというのがあります。その選定基準がある中で、申請資格を県内に事業所又は営業所を有することと絞っているわけですよ。これはわかります。県内の公園なので、管理者も身近なところでなければということだと思います。ただ、他にも力を持っている団体があって、そのために人を県内に住ませることを検討する団体も出てくるかもしれません。この申請資格を設けた理由を聞かせていただけますか。

事務局：「県内に事業所又は営業所を有する」という限定をつけた理由は、もちろん公園で何かあった場合にすぐ連絡をとれる態勢があるということもありますし、また、表現が適切でないかもしれませんが、県費を投入するわけですので、なるべく県内の事業者指定を受ける機会を与えたいということがございます。それから、「公園管理業務に関する知識と経験を有する」という表現ですが、各公園はただいま説明申し上げたとおり、非常に特色がある、例えばゴルフ場を持っていたり、乗り物広場があったりとかいうことで特色を有しています。また、県の権限を一部代行していただくということもありますので、都市公園法や都市公園条例、また、各公園の特質を理解していただくという必要がございます。例えば他に類似した市町村の公園など、そういったものを運営した実績があるところであれば、そういったあたりも理解した上で管理をしていただけることが期待されますので、公園管理業務に関する知識、経験があるという表現を使っているものです。

委員長：はい、よくわかりました。

委員2：確認したい部分があります。募集要項の5ページにある「申請に係る事項」で「(2) 県内に事業所または営業所を有すること」とありますが、これはあくまで営業所等ですので、本店とか本社が県内にあるということではなくて、あくまで営業所等を県内にしっかりと設けていただくということによろしいでしょうか。

事務局：これまでそういう条件で募集をしてきておりますので、必ずしも本社ということではありません。

委員 2：「主たる営業所」という表現ではなくてよろしいわけですね。しっかりと現地の方で公園管理ができる営業所等を設けていただき、地域に貢献していただけるようなものを求めているということでしょうか。

事務局：はい。

委員 2：主たる営業所という言葉があるんですよ。主たる営業所というのが本店、本社を指します。「主たる」と書いていないので、この表現で大丈夫ですね、参入できる団体を広く求めていますよね、という確認の意味です。意図としては、できるだけ地域に密着したところに長く営業所を置いてもらいたい、指定管理を外れても、地域に携わっていただければ、ということがあると思います。言葉尻を捉えたようですみません。

事務局：補足を申し上げますと、御所湖広域公園の現指定管理者は KOIWAI さんですが、小岩井農牧株式会社の本社は東京にあります。

委員長：他に気になるところ、確認しておきたいところがありましたら。

委員 3：気になるというか確認です。施設等の老朽化が進むなどして、作られていたものを補修しなければならないとか、作り直さなければならないといったことが出てくると思いますが、金額に上限が決められていて、それを超える場合は協議を行うとされています。その辺の金額の上限はどのような算出で行ったのでしょうか。

事務局：上限の 50 万円という金額でございますが、これは指定管理者制度移行時から 50 万円という基準で運用してきています。それまでの補修経費等も見ながら、この金額を超えたら指定管理料の範囲では対応できないというあたりを、移行前に管理運営をしていた団体から聞き取りをするなどして、どこかでラインを引かなければならないということで 50 万円という目安を設けたものです。

委員 3：わかりました。

委員 2：細かいことですが、要項案の 2 ページ、中ほどに(3)、(4)があつて、なお書きがありますが、この「なお」以下の文章は、「(4) その他管理上必要と認める業務を行うこと」に付く言葉ではなくて、1 ページから始まる「2 指定管理者が行う業務」

全体に対応するものとして書いてありますよね。

事務局：はい。文章の行間をくっつけていて申し訳ございません。この部分は一行離れた方がよかったですと思います。

委員2：気になるのは、「なお、業務の一部を委託することは可能です」という文章があって、「業務の全部を委託することもできません」というのがこの後ろについています。これは、当たり前のことをもう1回メモする意味で、「また、・・・」と書いているのでしょうかということを確認したかったものです。あるいは何か別の意図があるのでしょうか。

事務局：特段意図はございません。全部を委託することは当然できません。いわゆる丸投げということになりますので。ただ、一部については委託することは可能ではありますが、その場合でも業務の根幹的な部分は委託してはならない、ということを強く出したいために、文章の前に持って来ている、ということでございます。

委員2：「また、・・・」以降はなければなくてもいい、あるいは大前提として書かれているということで理解してよろしいでしょうか。

事務局：はい。

委員2：最終的に公募時に出すときには、表現を見直していただければと思います。

委員長：ダメ押ししておきたかったということは読み取れますね。この「(4) その他管理上必要と認める業務を行うこと」の部分ですが、これについては外部に委託することが可能ですということですか。

事務局：そこは内容が別でございます。なお書きは「2 指定管理者が行う業務」全体に対して、の「なお」です。ここは公表時に一行離して公表させていただきます。また、直したほうが良いということで御意見をいただいたかと思いますが、「また、・・・」の部分を前に持ってくる方がよろしければ、そのようにしたいと思います。

委員長：全部の業務委託はできませんよというのは、募集要項以外にもどこかに書いてありましたよね。

事務局：指定期間全体の業務に関することを基本協定で定めていますが、そこに記載があります。御意見のありましたとおり、「また、・・・」の部分の表現は改めさせていただきます。

委員長：はい。他にいかがでしょうか。

委員1：業務報告書や自己点検表（管理運営状況評価シート）等が公開されていますので、現指定管理者の管理運営状況を見ています。それもありますし、ここでの議論も踏まえて、今までの管理者の方の業績とといいますか、取組など、自己点検を含めて、非常に良いという評価をされていると思いますが、この実績は、次期指定管理者選定の際の評価でプラスされてよろしいんですね。先ほどの知識・経験というところですが、どこか他の公園の管理をやったという経験がある方も応募される可能性があると思いますが、これまでの県立都市公園における実績自体も、この評価の中に入れるということで考えてよろしいですか。

事務局：そこはもう少し詳細を御説明いたします。資料4の10ページを御覧いただきたいと思います。第1次審査と第2次審査に分かれています。その第1次審査の選定基準の2番の審査項目の一番下で「経験実績」というところがございます。ここでは、公園の良好な管理運営を行った実績があるかどうかというところを審査項目としてあげていますので、今行っている指定管理者の実績をどのように評価するかもこの審査内容に入ってきますし、また、新たな参入者が他の公園で良好な管理運営実績があれば、そういったことに対して審査するということになります。現在県立都市公園を管理運営しているところが良好な部分もたくさんあります。改善すべき部分もあります。そういったことも合わせて審査していただければと思います。

委員長：委員4から審査内容に対する配点について意見が出されています。これも検討すべきことかなと思いますが、これについては事務局ではどのように考えていますか。

事務局：提案です。先ほど第1次審査と第2次審査の項目の配点を御説明いたしましたが、細かい審査基準ですね、この項目については、どのような状態だったら何点なのかといったあたりも、委員の皆様の中で今回御協議いただければと思い、準備をしております。それと合わせて、委員4の意見を反映したらどうなるかという部分も資料の配布をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 事務局より、委員に追加資料を配布。

事務局：これは委員会のノウハウに関わってくるかと思いますが、できれば公開しない方がよいと思います。委員の中だけでということにしたいと思います。

委員長：わかりました。これについては非公開ということで。

事務局：委員4の意見は手書きが入った資料になります。手書きが入っていないのがこれまで運用してきた配点です。それから、こういった状態だと何点なのか。そのあたりを御意見、御討論いただきまして、第2次審査の前に決めた方が良いのではないかと考えております。

委員長：わかりました。では、この配点等については検討して、第2次審査までには。

事務局：この中で議論していただいても。

委員長：この中でもよろしいですか。非公開の部分もありますが。

事務局：資料としては非公開で。

委員2：提案ですが、今回の委員会で方向性を議論し、事務局で整理した上で最終的に委員の皆さんに確認していただくという形であれば、予めそれで審査するんだなということで応募がなされたものを受け付けていくということであればよろしいんじゃないかと思います。ですので、この場で、その委員4からの御提案に対して皆さんがどうお考えになるか、そして方向としてはこちらの方の配点案を見て、数字的なものを公開の場で発信するということになると、なかなか辛いものがあるかもしれませんが、考え方を確認できれば、改めて事務局の方で整理した上で、委員各位に御確認いただくということではいかがかなと思います。

委員長：そうですね。あの委員4が出されている意見と、私もより広く指定管理者を募集し、指定期間を長く持つていくという中で、効率も含めて良い委託者を選ぶという視点から、もうちょっと従来の採点法よりも今に合うものに変えていっていいんじゃないかと思います。そういう視点から言いますと、委員4からも出されているような、こういった配点法というのはいいなと思いますし、事務局の方で用意していただいたものも、この方向性はいいなんじゃないかなあとと思いますが、これについてどうでしょうか。今日初めて目を通して議論するのは難しいのかもしれませんが、非常に具体的でかつ細部に分かれていますよね。

委員2：各々の項目に対しての配点の重みをどうするかがあり、あとは客観性を持って審査するには各々の項目を5点満点なら5点満点でどう判断するか、それは各委員の判断、違いが出るとは思いますけれども、やっぱり一度目安を示していただくことで、作業として評点ができるかと思いますので、よろしいかと思います。あとは、委員4からお話のあった、第2次審査の項目である「設置目的を効果的かつ効率的に達成する」の審査内容である「利用促進」や「サービス向上」。この点が今は求められるのかなと思います。公的公園として整備はしたけれども実際使われているの

か、今後の利活用はどうするのか、今のニーズに合っているのかなど、そういったところをしっかりとアンテナを高くして拾い上げて、そしてより多くの方に楽しんでいただくような、県民全部に親しんでいただける公園を作ってもらおうという観点からすると、審査の重みとしては利用促進、サービス向上のための計画の立案とか、運営にあたっての考え方を高く評価するということに私も賛成させていただきたいなと思っております。

委員1：私もこの委員4の考え方に賛成ですし、こういう方針を出した方がはっきりしていいんじゃないかなという気がしました。先ほど申し上げましたように、業務報告書や自己評価などを見て、やはり活用とか利用者のニーズとかもう少し積極的に利用してもらえるような公園にすることがこれからの望ましいあり方だと思います。堅実に管理はされてきていると思いますが、さらに利活用を図っていくことに重きを置いていくということで、募集の段階から打ち出した方がよろしいんじゃないかなと思います。管理運営状況評価においても、内丸緑地は別として、B評価があったり、利用率等が頭打ちになっているようなこともありますので、県としてもこれをもう少し活用していくという方向性を出すために、この重み付けが大事だなと思います。

委員3：そうですね。今語られたことも含めて、やはり5年となったことで長期ビジョン、こうしていきたいんだというものが実現できるというところに長く管理するメリットがあるわけですから、採点の中にも、「近い未来としてはこういう公園を目指していく。だけれども、将来はこうしていく」みたいな、ビジョンについても評価するような部分があってもいいのかなと思いました。どうしても指定「管理」になっていて、あるものを管理していけばいいみたいな考え方に。指定管理者がみんなそう捉えているとは限らないですが、どうしてもそういう意識があったりするので、審査に当たっては「これでこういう風にしていくんだ」というようなところ（公園を将来的にはこのようにしていきたいという長期的なビジョン）も見たいな、と思いました。委員4が言っているところもそういったところにつながるのかなと思います。ただ、企画提案書を書くには難しいでしょうか。長く時間をかけないと実現できないことを書くのもこれはまた大変なことでしょうから。

委員2：今回の指定管理期間5年の中で、3年ではできないけど、5年となると一定の期間を有してできるでしょうから、そこを計画の中に盛り込んでいただくことをお願いするようなことが必要かと思います。

委員3：そういう姿勢も見たいな、という気がしました。

事務局：整理をさせていただきます。もう一度資料4の10ページを御覧ください。ここ

が公表される部分になりますが、配点をそれぞれ 10 点、40 点、40 点、10 点としております。この部分を変えるか変えないかを御検討いただければと思います。

委員 2：委員 4 の意見を踏まえた形で案として示していただいているものを、この数字でいいかどうか、まず私たちが議論すべきだと思います。方向としては、40 点を例えば 35 点あるいは 30 点まで下げるのか。公募するに当たっては、そういったところをこの場で決める必要があります。また、その内訳としては、第 1 次審査の 2 番と第 2 次審査の 3 番が 40 点、40 点の配点となっています。第 2 次審査の 3 番の利用促進の方の重み付けを高めたいという気持ちを持っていますが、数字をはっきりお示ししないと、公募資料に載せられないということになりますので、今、お手元に配られた資料の案でいいのか、あるいはもう少し点数配分を、この 1～4 の大きな 4 つの項目の選定基準をどうするかを議論できればと思います。本日の第 1 回目の会議において、公募に当たっての募集要項の案を確定して募集を開始することとなりますので。

委員長：配点を決めた方がいいわけですね。しっかり目を通して考えていただいて。意見がまとまりましたらお願いします。

委員 1：35 点を 30 点にするといろいろ案はあるかもしれませんが、このように配点を変えたということが非常に重要であって、私はこの点数で妥当だと思います。もっと差をつけてもいいかもしれませんが、このように変えたということが大事なと思いますし、文言の方も、「及び」で結ぶということで「実施体制及び経験実績」という、こういう表現の方がよろしいでしょうね。実施体制と経験実績は、分けない方がよろしいんじゃないかと思います。

委員長：そうですね。配点自体は変わってないけど、より細かく細分化しているというもので、トータルではそれぞれの 4 つの項目に関しては変わってないですね。

事務局：全体としては 4 項目ある中で、その中に更に審査項目として細かくありますけれども、お配りした資料は、この中の重み付けをある程度分けたものでございます。その中でさらに A B C D E のランクで御評価いただく形になります。募集要項として表に出るのは、そのトータルの 4 つですね。

委員 3：トータルの分だけ見ると、変わっていない気がしますが。

事務局：それを委員 4 の御意見だと、2 番と 4 番を 5 点ずつ削って、3 番にその 10 点を加えたらどうか、ということです。

委員2：こちらの細かい評価区分ABCDEは、委員4の意見を反映する前のものですから、作り直しをしなければならない。今議論すべきなのはあくまで選定基準の4項目の大きな括りの中での配点はどうしましょうか、ということです。要項案の10点、40点、40点、10点を、10点、35点、50点、5点とするのか。そして、その50点をまた細かい審査項目に分けることは事務局もう一回整理してもらおうということになるかと思います。これは委員として評定する参考資料ですので。全体の配点を公にすることで、審査の重みとしてこちらの方が重要だということを打ち出していく。提案していただく申請者に対してもそちらを重要視して提案していただくということが、先ほど委員がおっしゃった趣旨になると思います。今この場で決めるべきなのは、配点を10、40、40、10とするか、そこを変えた形にするかです。内訳をどうするか、その各々の評価区分をどうするかについては、この会が終わってから事務局で整理してもらって、案を作った上で個別に委員が確認して、調整するという形をとりたいと思います。第2次審査の対象である選定基準の3番、これを50点とすれば、全体のうちの半分はここで評価しますよ、この基準を重要視しているんですよ、というところを提案される申請者に対してしっかりと打ち出しをして、申請の際に5年間で何をやっていくかというところを示していただくと。あと議論すべきなのは、50点をもっと高くするとか、10点を5点に下げて0点とするわけにはいかないけれど、選定基準の1番の県民の平等な利用の確保という観点、これは県立公園としては絶対外せない部分だな、ということで10点のままにするなどですね。

委員長：どうでしょうか。やはり選定基準の2番と3番の違いという見方になってくると思います。いわゆる安全で適正な管理を重視するのか、未来を見据えた楽しくてよく使われる企画を重視するのか、簡単に言うとそういう見方になるのかなど。今までの配点では、それらはフィフティ・フィフティでどっちも大事ということだと思わんですが、これを、活用というところ、楽しさであるとか快適さであるとか、そういうプランを出す方を大事にしよう。ただ、管理上の能力等については重視しないのかという話も出てくるので、この辺はやっぱり難しいですね。これまでの配点がフィフティ・フィフティになっている理由がよくわかります。

委員2：それは選定基準2の「実施体制」にも関係しますが、選定基準3の「施設管理の手法」、「適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか」という審査内容において配点を設けて、しっかりと評価させていただこうかなということがありますので、決してリスクを少し背負いながら夢を語りますということにはならないかなと思います。

委員長：であれば、思い切って40、40じゃなくて変えてみるのもありかなと思うんですが、どうお考えでしょうか。

委員1：2の「施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること」ですが、これは安全に公園管理を行う能力を評価するとか、この部分の評価が低いから安全性が低くなるとか、そういう内容ではないと思います。

委員長：そうですね。

委員1：そうではなくて、経営基盤の安定だとか、過去の実績があるかというところを評価するのが2だと思うんですね。ですから、現行の指定期間もすでに3年経過していますし、ここのところをそれほど重視しなくても、県の方も経験を積んだということもありますので、公園の管理に支障は出ないと思います。その次のステップに入るというようなイメージじゃないかなと思います。決して2が全部安全性だとかそういうことではない気がします。経営基盤の方もちゃんと見ますよ、とか、経験を見ますよということが2だと思うんですね。ここは提出書類を見ればだいたい評価できるんじゃないかなと。その代わりにもう少し前向きな斬新なアイディアも出してね、ということかなと思います。

委員長：そうすると、今出されているトータルの4つの項目のバランスのウエイトを変えたほうがいいんじゃないかということですね。変える方向でどうでしょうか。

委員2：委員4からお話のあった意見はそのとおりだと思いますし、選定基準の4番において、「情報管理」は「危機管理」と合わせていいんじゃないかということで案が示されていますよね。そのとおりかなと思います。2番についても配点を若干落とすといいいんじゃないかと。その分を3番に配点して、重点的に評価するという提案をいただいていることを踏まえれば、この案はある程度それを意図した部分になっているのかなと思うので、この案で良いと私としては思っています。

委員長：そうですね。私もやはり5年になるということ踏まえて新しい動きを期待するということも含めて、やはり配分は変えたいと思っているところで、今お2人からの声もありましたように、配分を変えてみると。ウエイトとしては新しい企画であるとか、そういったところに重きを置いていこうと。具体的に点数はいくらにするかというところでは、案として出されていたように、選定基準2を5点減らし、選定基準4も、2つある審査項目を1つにして全部で5点とし、それぞれ減らした5点を、これからの活用、設置目的の効果的な達成に持って行って、ここを10点プラスするという考え方がされております。これでどうでしょうか。

委員1：はい、よろしいと思います。

委員長：では、配点はそのようにします。選定基準1は10点でそのまま。2の「施設の管

理を適正かつ確実に実施する能力を有していること」これが5点減らして35点、3の「設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること」これが10点足して50点とする。4の「その他」として「災害対応及び情報管理」これは個人情報であるとももちろん大事なことですけれども、これは1つに括って5点としてトータル100点とする、という案で進めさせてもらいたいと思います。他に何かございますか。

(委員から「なし」の声)

委員長：それでは、ただいま意見等ありましたところを修正いたしまして、次期の指定管理者を公募するというところでよろしいでしょうか。

(委員から「同意」の声)

委員長：異議なしと認めます。

.....

議事(5) 今後のスケジュールについて

○ 事務局において資料9により今後のスケジュールについて説明。

委員長：ただいまの説明に対し、質問はありますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

.....

6 その他

- ・ 今回の議事の結果を委員4に報告することを確認。
- ・ 公募に当たり、修正した募集要項を委員に提供することを確認。
- ・ 配点の見直しを踏まえ、評価の目安を事務局で作成し、委員に示すことを確認。

7 閉会

○ 事務局から閉会宣言